生涯学習・社会教育に関する追加ヒアリングの結果

令和4年12月



ヒアリング概要

◆ ヒアリング趣旨

第11期中央教育審議会生涯学習分科会において議論された内容を踏まえ、社会教育施設の活用 促進や社会教育人材の登用・促進等の今後の社会教育・生涯学習の振興方策について、さらなる 検討を進めるため、令和4年8月~9月に実施した市町村に加え、追加ヒアリングを実施。

◆ ヒアリング対象

- ・<u>企業やNPOとの連携</u> 明治安田生命保険相互会社、埼玉県日高市、埼玉県狭山市
- ・県や大学としての取組島根県、高知県、愛知教育大学
- ・<u>生涯学習センター</u> 秋田県湯沢市、神奈川県大和市、茨城県北茨城市、広島県東広島市、愛知県豊川市
- ・自治体独自の推進員の委嘱等による社会教育人材の活用東京都千代田区、愛知県岡崎市、長野県、兵庫県加古川市、山形県三川町
- ◆ ヒアリング期間 令和4年10月~11月

追加ヒアリングまとめ(企業、NPOとの連携)

公民館等の社会教育施設においては、民間企業・NPOとの連携、ふるさと納税の活用など、 外部資源(人材、ノウハウ、資金等)を上手く活用することが重要。

~公民館講座の提供~

- ▶ 「地元の『公民館』元気プロジェクト」として、 地域社会の課題解決を通じて、豊かな地域 づくりへ貢献することを目的に、全公連と連 携のうえ、全国の公民館等でオリジナルの 定期講座を開設(令和4年9月末時点、累計 2,283館に3,133講座を提供)。
- 今後は、自治体が抱える地域課題の解決に、 より一層貢献するために、公民館講座のテーマを自治体の重点政策と連動する運営の追加を検討。
- ▶ また、「開かれた公民館」の実現を幅広い年 代層に体験してもらうべく、子育て世代を対 象とした講座等を拡充していく予定。



オリジナルの定期講座の様子

~企業版ふるさと納税の活用~

- ▶ 自治体の総合計画の中で、企業版ふるさと納税制度等の積極的な活用により、自主財源の確保に努めることが規定されており、「高萩地区地域コミュニティ活性化プロジェクト」と題して、企業版ふるさと納税も活用しながら、公民館を再建。
- 小中一貫教育を推進する学校の校庭の一部を活用して建設し、社会教育と学校教育との融合の場、地域と学校を繋ぐ拠点としての役割を担っている。
- 災害時には避難所となることを想定し、防 災機能を備えた施設となっている。



企業版ふるさと納税を活用した新高萩公民館の整備

~NPOへの施策運営の委託~

- ▶ 活力ある地域社会の実現とまちづくり活動を担う人材の育成を目的に、幅広い世代が学ぶ大人の学舎としての「さやま市民大学」を設置し、その運営はNPOに委託。
- ➤ 公民館で実施する講座の一部をNPOに 委託し、環境に関する専門性の高い講座 の実施しているほか、サークル紹介、問い 合わせ対応等についても事務をNPOに 委託。



NPOと連携した公民館講座

追加ヒアリングまとめ(県や大学としての取組)

社会教育の推進体制を整備するため、広域自治体としての役割や、国立大学としての社会教育人材の育成等の役割を担い、広域的な調整をすることが求められる。

~社会教育推進体制の整備~

- 社会教育主事について、本庁、各教育事務所、県立社会教育研修センター等に適切に配置しているほか、派遣社会教育主事として、令和4年度は17市町村に対して23名の社会教育主事を派遣し(社会教育主事派遣制度)、県内での社会教育推進体制を整備している。
- 県内の社会教育主事、社会教育士、社会教育担当者等の資質向上を図る研修会や、ネットワークづくりのための交流会を開催。
- ▶ 首長部局とは日頃から連絡を密にし、連携協力をしており、首長部局の職員 も社会教育士の称号を取得している。



派遣社会教育主事講習



社会教育士等研修会(隠岐教育事務所)

~社会教育主事講習の周知~

- ➤ 社会教育士の普及に伴い、社会教育主事講習の周知について、一般の方にも HPでお知らせするようにしている。
- ▶ 各種研修会等で、社会教育主事講習受講者が話をする場を設け、啓発を図る 計画を立てている。
- 教育委員会や青少年施設職員が社会教育主事講習に参加できるような計画 的な呼びかけを行っている。

~養成課程・講習の双方を実施~

- ▶ 社会教育主事講習受講者について、社会教育士の称号が創設された令和2年度以降は、民間企業、市民活動実践者、NPO等からの受講希望者が増加しており、また、そういった方々は講義に熱心な方が多く、議論の活発化に貢献している印象。
- □ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進するため、学校の事務職員に対しても主事講習の受講を推奨している。
- ▶ 社会教育主事養成課程や講習において、現代的諸課題として、子供の貧困、多文化共生、地域福祉と社会教育との連携、地域学校協働活動の推進などについて先進的な取組を学ぶ場を設定。
- ▶ 修了後においても学びを継続できるよう、県と連携しながら、公開講座を活用し、フォローアップに資するような研修を行っている。
- ▶ 複数の大学での分割履修については、主事講習全体 を通じて受講生同士の仲を深め、相互に学び合いを するといった目的が薄れることが危惧される。
- ▶ 修了証書だけでなく、公的に社会教育士だと示せる 証明書がほしい。

社会教育主事講習開講式

追加ヒアリングまとめ(生涯学習センター)

社会教育施設を有効に活用して、自治体の首長部局と教育委員会の連携の下、地域住民の学びのニーズに応える学習機会や学習環境が提供されている。

~部局連携による取組~

- ▶ 生涯学習センターの運営を指定管理者へ 委託しながら、図書館や屋内こども広場、 ホールなどを有する複合施設において、「 月イチ学園祭」を市の直轄事業として実 施。デジタル推進の所管課が高齢者向け にスマートフォンの使い方を教える部屋 や、図書館を運営している指定管理者が 設けるリサイクル本の展示および配布コ ーナーなど、毎月多種多様な催しを参加 者へ提供している。
- ▶ 地域のニーズに応じて、市職員を講師として派遣する出前講座「どこでも講座」(例:介護保険に関する講座)を実施。



高齢者向けの講座

~若い世代の利用者の増~

- ▶ 各地区の生涯学習センターの計画的な 大規模改修時と施設の複合化時にWi-Fi整備を実施。児童館や図書館などと の複合化により、子育で・若者世代の 利用が増えたほか、子ども食堂の運営 団体の活動の主会場として利用される ようになっている。
- 施設の更新とWi-Fi整備により、若い 世代の利用(ゲーム大会等のサークル 活動、ダンス系の団体の少人数利用) が特徴的に増加。



鉄道模型サークル展示 (複合施設オープンイベントにて)

~地域の学習支援の体制~

- ▶ 市全域、旧町単位、小学校区単位の三層 の学習圏を設定し、一番小さな小学校区 単位の「地域センター」で地域住民の学習 ニーズに対応した主催講座を開催。旧町 単位の「生涯学習(支援)センター」に生涯 学習推進員を配置し、「地域センター」に 対する活動支援や指導助言などコーディ ネートを行える体制を取っている。
- ▶ 首長部局の担当課と教育委員会の担当課が連携し、人生100時代を見据えた高齢期の豊かな学習活動を近隣大学と連携して実施するなどの取組を実施。



市内大学と連携した講座

追加ヒアリングまとめ(自治体独自の推進員の委嘱等)

各自治体の実情に応じて、社会教育の担い手(ボランティア等)活動、自治体計画の策定への意見、 行政実務の支援など、生涯学習・社会教育に関わる方を委嘱等しており、その立場や活動内容は多様。

地域活動の支援

- ▶ A自治体においては、住民の自発的、自主的な社会活動の促進のため、社会教育推進員(7名)を委嘱。主な活動は、地域の子供が参加する活動への支援。 (※活動への参加によって助けられているが、事業の内容や企画面での意見を求めたいとの期待有。)
- ▶ B自治体においては、心豊かな人づくりを目標とし、人づくりやまちづくりの架け橋を担うため、社会教育推進員(約380人)を委嘱。活動内容は、町内会により多様。(※個人の資格を問わず、町内会長からの推薦により委嘱しており、1~2年で交代する現状から、社会教育の専門的知見を期待することは難しい状況有。)

自治体計画への意見聴取

- ▶ C自治体においては、自治体の生涯学習推進計画の策定及び同計画の推進に関する審議を行うため、生涯学習推進委員(7名)を委嘱。学識経験者、生涯学習関係団体からの推薦者、公募委員で構成され、年間1~2回、委員会での審議への参加を求めている。
- ▶ D自治体においては、自治体の生涯学習推進計画の策定等に関わる意見を述べるため、生涯学習推進委員(19名)を委嘱している。学識経験者、団体からの推薦者、教育関係者(学校管理職経験者)、公募委員で構成され、年間5回程度、会議への参加を求めている。(※うち6名は、社会教育団体への補助金の審査を行う社会教育委員の兼務発令あり)

行政実務の支援

- ▶ E自治体においては、生涯学習推進センターの行政職員として、生涯学習推進員(1名)を雇用している。会計年度任用職員として、同センターの広報、庶務、予算事務の補助などの業務を担っている。個人の資格を問わないが、社会教育に関する経験や熱意のある方を採用している。
- ▶ このほか、「生涯学習推進員」、「社会教育指導員」等の名称で、生涯学習・社会教育の企画事務や地域の社会教育の実践を指導したりする職員を自治体が独自に雇用し、公民館等に配置している例が見られた。

(ただし、今回のヒアリングでは詳細を把握できていない。)

追加ヒアリングまとめ(生涯学習センター①)

自治体においては、社会教育法に規定する公民館の機能を持ちながらも「公民館」の名称を使用していない社会教育施設が多く存在しており、生涯学習センターもその代表例である。

施設の名称、設置経緯について

- ●市町村合併前に旧市町村に所在していた<u>公民館を生涯学習センターという名称に変更</u>したが、<u>条例上は同一施設を公民館としても規定しており、公民館という看板も残し一体的に運営</u>している。<u>年配の方に限らず、若い方にも利用しやすくなることを期待</u>したもので、世代間交流は以前よりは増えている。文化会館や図書館とも併設される生涯学習センターでは、学習の成果を発表する場の確保や学習に必要な図書・資料の入手が容易になっている。
- ●市町村合併に伴い、社会教育法を根拠とする「公民館」(地区の運営委員会による運営)と、社会教育法と地方自治法の両方を根拠とする「生涯学習会館」(市直営)の2種類の社会教育施設が市内に併存することになり、運営上の課題を感じていた。新条例では、既存の名称のどちらかに揃えるのではなく「生涯学習センター」の名称に統一し、社会教育法と地方自治法上の両方に設置根拠を持つ市直営施設とした。公民館の名称がなくなることについては、市民に対してサービスや機能がなくなるのではなく、向上することを十分説明して理解が得られた。
- ●社会教育法上の「公民館」にあたる社会教育施設として、「市民会館」、「文化会館」、「生涯学習センター」などの名称を使用してきた。施設名称は市の組織改編とともに様々変遷してきており「公民館」の名称はこれまで使用していないが、条例では社会教育法上の公民館機能を有する施設として位置付けている。
- ●市民協働のまちづくりを市政として掲げる中で<u>まちづくりの拠点が必要とされ、地域の社会教育の拠点であった公民館を母体として地域センター(コミュニティセンター)が整備さ</u>れた。その結果、<u>公民館という名称の施設はなくなったが、社会教育の機能の重要性から、地</u>域センターの事業として公民館が担ってきた社会教育機能は教育委員会で引き続き担当している。
- ●市全体の高齢化に伴い公民館利用者も減る中で、<u>様々な年代の方が利用できる施設</u>として生涯学習センターを新設した。機能としては、 社会教育に加えて、市政として推進する「芸術によるまちづくり」の拠点であり、施設は廃校となった小学校の施設を活用している。

追加ヒアリングまとめ(生涯学習センター②)

地域コミュニティには、社会教育施設以外にも住民の自主的な活動を促進する施設は複数存在し、 社会教育施設としての機能・特色を十分に発揮し、地域住民の学習活動や支援ニーズに応えるためには、 各自治体における生涯学習・社会教育行政による事業計画の立案や住民の学習を支援する体制が必要。

類似の施設との関係について

- ●生涯学習センターとコミュニティセンターは、<u>地域住民の自主的な活動のための利用に供するという目的は同様</u>だが、生涯学習センター」は<u>生涯学習の振興に資する事業を重視</u>している。
- ●中学校区ごとの「生涯学習センター」のほか、市内には「コミュニティーセンター・地区市民館」がある。「生涯学習センター」には生涯学習指導員(教員OB、会計年度任用職員)を配置して、「生涯学習センター」を始めとする各施設を活用した地域生涯学習講座を年間通じて開催している。また、「生涯学習センター」は、市民参加型の生涯学習講座を行う一般社団法人の講座会場として提供されているほか、放課後子ども教室や各種サークル団体等の活動の場として提供されている。常駐する職員は主に施設管理を行い、センターが主催する講座・教室等は実施していない。地区市民館、コミュニティーセンターは、地域住民で構成される各地区市民館運営委員会等が企画する、趣味、交流、健康増進といった様々な活動の場となっている。生涯学習センターは、設置条例において社会教育法と地方自治法に基づき整備された施設ではあるものの、実際の運営・利用実態は同じ利用圏域の地区市民館などコミュニティ施設の集会室や会議室等との機能面で重複している。

デジタルリテラシーの向上について

- ●オンラインで行う講座を計画・実施するため、デジタルツールを操作できる人材の確保・育成は必要。
- ●デジタル化の推進は首長部局が担当しており、生涯学習センターではスマホ教室を実施している。高齢者のニーズはあり、スマホ教室など市民のデジタルリテラシーを高める講座の実施と内容の質を高めることが必要。講師の派遣や養成などの支援をしてほしい。

首長部局の所管について

- ●令和2年度に、教育委員会から首長部局へ移管した。これまでは、福祉や環境関係の事業を教育委員会でやっていても、首長部局との連携において組織の壁を感じることがあったが、移管によって首長部局の他部署との連携が容易になった。他方、教育委員会との連携において、考え方が異なる部分の調整の必要性を感じるようになったが、連携に支障はない。
- ●施設の所管は首長部局に移管したが、市民の学習の保障の観点から、社会教育事業及び予算は引き続き教育委員会が担当している。教育委員会の担当課で実施方針を立て、それに基づいて、各地域センターで企画・事業計画を立てて事業を実施している。

社会教育人材に関する意見①

社会教育主事講習、社会教育主事や社会教育士への継続学習については、受講しやすくするための提供方法の改善や内容・機会の充実が必要と考えられる。

社会教育主事講習について

(オンライン実施)

- ●<u>オンデマンドで好きな時間に学べるようにしてほしい</u>。同時に、<u>他自治体の公民館主事や社会教育主事等との直接の交流やネットワークができる機会は欲しい</u>。
- ●オンラインで受講できる環境が整えば、受講しやすい。しかし、<u>オンラインだけでは難しいカリキュラム内容については、その一部が集合型の講義であってもよい</u>と思う。
- ●社会教育には、どう人と人をつないでいくか、コミュニケーションが重要なスキルとして求められるため、オンラインだけではなく<u>社会</u>教育にとって大切な「生(なま)」の部分を経験できるよう、オンラインとリアルの双方が重要。
- ●社会教育主事講習は、全てオンデマンドで実施となると、本当に学べているのかという質の部分で疑問がある。

(受講のしやすさ)

- ●自分の仕事をこなしつつ、1か月間の研修に通ったが、とても大変だった。また、周囲の職員の理解がなければ受講は難しかった。<u>職員</u> 個人として志や興味関心を持っていても、職場の理解がなければ手を挙げられないので、周辺環境を整えることが必要。
- ●<u>職員数の少ない町村では、人員体制上、社会教育主事講習に人を送り出すことに負担感がある</u>。県域が広い場合、県庁所在地等に地方会場があったとしても、まとまった日数の講習では職場を離れる時間が長くなるため、負担感は残る。
- ●社会教育主事講習の受講は、個人的な資格取得の扱いとなり、年次有給休暇を取得して受講した。<u>職務として受講</u>できるようになると、社会教育人材の人数の増に寄与する。

社会教育人材の継続研修について

- ●継続研修があると、<u>同業の参加者同士のネットワーク化</u>が進み、資格取得後のフォローアップや情報のアップデートには効果的。内容は、コーディネート力・経営力の向上を主眼においてほしい。
- ●継続研修では、デジタルの活用方法・事例など「最新の情報」を扱ってほしい。
- ●社会教育関係の部署で働いている職員のスキルアップのため、<u>デジタル化に向けたスキルを高める</u>継続研修が必要。
- ●社会教育主事にデジタルスキルなどの多様な専門スキルを求めるよりも、求められるスキルを見通して、地域の中でのスキルを持っているヒト・モノ・コトをキャッチしていくアンテナの高さが重要。

社会教育人材に関する意見②

各自治体の実情も踏まえ、社会教育人材の配置やネットワーク化を進めていく必要があると考えられる。

社会教育人材へのニーズについて

(コーディネーターの必要性)

- ●社会教育のみならず、地域で独自に活躍している人も巻き込んで、人と人をつなぎ、地域全体でつながることが必要である。
- ●地域社会で、異なるバックグラウンドを持つ人同士の交流や地域内での人的交流を「つなぐ人」の必要性は高まっている。地域振興の観点で地域のファシリテーターを養成する研修を独自に実施しているほか、社会福祉協議会にもコミュニティソーシャルワーカーなど地域のコーディネーターとなる人材がいたりする。そうした人材を含めてコーディネートできるようになるとよい。

(社会教育士のネットワーク化)

- 「社会教育士」は、制度自体が始まったばかりで社会的認知が不足している。<u>社会教育士の人数は、社会教育主事講習の受講人数の総数として把握している</u>。ネットワーク化されているとよい。
- ●称号保有者が自治体職員であるとは限らず、どこに社会教育士の称号保有者がいるのか把握できない。<u>自治体職員以外の社会教育士</u> 称号保有者に関する情報提供があって、市の施策と何らか連携し、コミュニティ形成を担っていただけるようになるとありがたい。

(社会教育の専門職員の人事配置等)

- ●伝統的に市町村役場で公民館主事が重きをなしている地域がある。若いうちから地域を回って修行を積み、市政・村政に活かしている。 こうした取組は「社会教育士」的である。<u>地域の中で住民をつないでいくのは公民館の職員である。公民館の職員が着実にスキルアップできるようにしたい</u>。
- ●自治体の人事異動の中では、<u>社会教育に関する資格があったとしても、キャリアパスで考慮されない。社会教育の資格保有者を活用でき</u>ている他の自治体の事例は知りたい。継続的なスキルアップが可能となるようなビジョンを示してほしい。

(その他)

- ●社会教育士の活動やネットワークの幅を広げるため、社会教育士を養成する社会教育主事講習や社会教育委員を育成する独自講座を県 生涯学習推進センターで実施予定。
- ●県として各市町村に社会教育主事の有資格者や社会教育士を増やしていきたいと考えており、大学で隔年で行われる社会教育主事講習の実施を各市町村に紹介し、講習受講を促している。
- ●発令を受け、行政施策を進める社会教育主事と、社会教育の要素を活かして様々な分野(観光・まちづくり等)で活躍する社会教育士は、同じくくりではなく、異なる役割がある。